

中央大学（大学院法務研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と立命館大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

（甲の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定における甲の入学者選抜の方法を次のとおり変更し、別紙のとおりに改める。

一 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(1) 対象者」において「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生」を「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。

二 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(2) 出願資格」の「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍している者2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

三 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得し、かつ、卒業時に法曹基礎課程に在籍していた者」を「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者2) 協定関係にある大学を卒業した者3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者」

に変更する。

四 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(1) 対象者」において「法曹基礎課程に在籍する学生」を「法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。

五 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(2) 出願資格」の「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍している者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者 2) 翌年3月31日までに大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者 2) 翌年3月31日までに大学を標準修業年限(入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*) 以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す。 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

六 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者 2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」を「1) 法曹基礎課程を修了している者 2) 大学を卒業した者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」に変更する。

七 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「3 一般選抜」の表「(1) 入学者選抜の方法等」の欄外において、「※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。」を追記する。

(効力の発生)

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

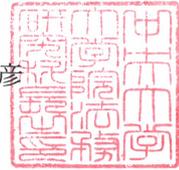
令和6年 | 月 26日

甲 中央大学

学長 河合 久

上記代理人大学院法務研究科長

小林 明彦

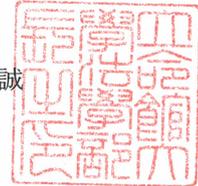


乙 立命館大学

学長 仲谷 善雄

上記代理人法学部長

樋爪 誠



中央大学（大学院法務研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と立命館大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）

二 連携法曹基礎課程 立命館大学法学部学則第5条第3項に規定する立命館大学法学部の法曹進路プログラム（以下「本法曹進路プログラム」という。）

（法曹進路プログラムにおける履修科目）

第3条 乙は、本法曹進路プログラムの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹進路プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹進路プログラムの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹進路プログラムの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本法曹進路プログラムの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹進路プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

一 本法曹進路プログラムの学生に対して学修指導を行う教員を配置すること

二 乙は、前二号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前二号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第5条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹進路プログラムにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹進路プログラムの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本法曹コースにおいて開設される科目の

一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹進路プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

第7条 甲は、本法曹進路プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹進路プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹進路プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹進路プログラムを履修し、又は履修申し込み予定である学生が、本法曹進路プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年11月20日

甲 中央大学
学長 福原 紀彦
上記代理人大学院法務研究科長

小 林 明 彦

乙 立命館大学
学長 仲谷 善雄
上記代理人法学部長

徳 川 信 治

<別紙 1 >

1. 乙の法曹進路プログラムの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

法曹進路プログラムは、司法特修を選択した学生（司法特修選択学生）のうち、法曹になろうとする者に対して特に設置した履修プログラムである。

司法特修は、法曹をはじめとする広い意味での法律専門職を志望する学生のためのコースであり、進路の開拓に必要な実定法学の基礎を中心に学習するためのものである。司法特修では、別表 1－2 記載の通り、全法学部生に共通して求められる「学部基礎科目」12 単位以上に加え、「司法特修独自科目」16 単位を修得することを卒業要件としている。

この「司法特修独自科目」として、法学部生一般が受講可能な講義科目の他、司法特修選択学生のみ受講可能な次の科目を開講している。すなわち、法科大学院教育への接続を重視した講義科目として、「家族法（法曹）」、「民事訴訟法（法曹）」及び「刑事訴訟法（法曹）」を開講し、文書作成能力を涵養する演習科目として「特修憲法」、「特修民法」及び「特修刑法」を開講している。さらに、卒業後の進路を見据えたキャリア形成のための演習・実習科目として「法曹フィールドワーク演習」及び「法務実習」も開講している。

「司法特修独自科目」に加え、司法特修選択学生のみ受講可能な「司法特修推奨科目」として次の科目を開講している。すなわち、法科大学院教育への接続を重視した講義科目として、「刑法総論（法曹）」、「憲法訴訟・統治（法曹）」及び「企業取引法（法曹）」を開講し、文書作成能力を涵養する小集団科目として「特修商法」及び「特修行政法」を開講している。

法曹進路プログラムは、7 法分野の法科大学院未修 1 年次に相当する学習範囲について、段階的かつ体系的に学習することを目的とするものである。同プログラムでは、1 年次に「学部基礎科目」に属する憲法及び民法に関する講義科目を必修とする。2 年次以降は法科大学院教育への接続を重視した 7 法分野に関する講義科目（「司法特修独自科目」及び「司法特修推奨科目」を含む）の全てを必修とする。さらに、「特修憲法」、「特修民法」及び「特修刑法」を選択必修とする。

これらの必修科目及び選択必修科目により、双方向講義や演習形式を含む様々な授業形式で知識の定着と文書作成能力の涵養を行う。別表 1－1 記載の通り、必修科目 52 単位及び選択必修科目 2 単位以上を修得し、かつ、修得したこれらの科目の GPA が 3.0 以上であることをもって法曹進路プログラムの修了を認定し、修了証書を授与する。

2. 5年一貫型教育（法曹進路プログラム教育課程編成の方針についての補足説明）

（1）5年一貫型教育の概要

法曹進路プログラムは、乙の司法特修を選択する学生（司法特修選択学生）が履修できる教育プログラムであり、乙における5年一貫型教育は、司法特修選択学生のうち法曹進路プログラムを履修している学生が、早期卒業制度を活用し、早期卒業の候補者として年間登録上限単位数48単位の中で法曹進路プログラム科目を履修するものである。

（2）対象学生の選抜等

乙における対象学生の選抜は以下のとおりとする。

① 司法特修選択

司法特修選択を希望する学生は1回生秋学期に申請することができる。希望者が105名を超えた場合は、GPAによる選抜を行う。司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目及び選択科目を履修することが可能となる。

② 5年一貫型教育（法曹進路プログラム）

司法特修選択学生のうち、5年一貫教育を受けることを希望する者は、1回生秋学期、2回生春学期もしくは2回生秋学期に早期卒業の申請を行う。

早期卒業の申請を行った者の中から、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定し、これらの者が5年一貫型教育を受ける。司法特修選択学生のうち5年一貫型教育を受ける者は早期卒業の要件として（3）②記載のように法曹進路プログラムの修了要件を充足しなければならない（早期卒業制度の詳細は別紙第3に記載する）。

（3）5年一貫型教育の修了要件

5年一貫型教育の修了要件は以下の全てを満たした場合とする。

- ① 立命館大学法学部司法特修の卒業要件（別表1-2）を満たすこと
- ② 法曹進路プログラム修了要件（別表1-1記載の通り、必修科目52単位及び選択必修科目2単位以上を修得し、かつ、修得したこれらの科目のGPAが3.0以上であること）を満たすこと
- ③ 立命館大学法学部早期卒業要件（別紙第3）を満たすこと

3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程

<別表1-1>

学	学	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	民法Ⅰα	2				
	後期	憲法Ⅰ 民法Ⅰβ	4 2				
2年	前期	民法Ⅱ（債権各論）	4	特修憲法	2	英米法Ⅰ	2
		刑法総論（法曹）	4	特修民法	※1 2	司法過程論	2
	後期	憲法訴訟・統治（法曹）	2	特修刑法	2	英米法Ⅱ	2
		民法Ⅲ（物権法）	2			日本法史	4
		民法Ⅳ（債権総論）	2			西洋法史	4
		刑法Ⅱ（各論）	4				
会社法Ⅰα	2				※2		
行政法Ⅰ	4						
3年	前期	民法Ⅴ（担保法）	2			法社会学	2
		家族法（法曹）	2				
		会社法Ⅰβ	2				
		企業取引法（法曹）	2				
		民事訴訟法（法曹）	4				
		刑事訴訟法（法曹）	4				
	後期	特修商法	2			アジア法	2
		特修行政法	2			法哲学	4
合計		52				※3	

※1 この中から2単位以上の修得が必要

※2 法学部司法特修卒業要件（下記別表1-2記載）として選択必修となっている専門科目（法曹進路プログラム科目を除く）のうち、連携先法科大学院で既修に関する個別免除の対象となっている科目のみを記載

※3 教養科目18単位以上、外国語科目12単位、専門科目78単位以上（54単位以上）を含む合計124単位以上の修得が必要

<別表1-2> 法学部司法特修卒業要件

科目区分	単位数	卒業要件
教養科目	18単位以上	
外国語科目	12単位	英語 6単位 英語以外のひとつの外国語 6単位 （ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語、日本語（留学生のみ））
専門科目	78単位以上	学部基礎科目 12単位以上 司法特修独自科目 16単位以上
単位数合計	124単位以上	

<別紙2>

乙の法曹進路プログラムにおける成績評価の基準

成績通知書の表示	基準	評点	評価の割合 (対合格者)
A ⁺	所期の学習目標を完全に達成するか、または傑出した水準に達している	100-90	5%程度
A	問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している	89-80	25%程度
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している	79-70	40%程度
C	所期の学習目標の最低限は満たしている	69-60	30%程度
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である	59-0 (試験欠席者を含む)	--

<GPAの算出方法>

$5 \times \text{「A}^+\text{」修得単位数} + 4 \times \text{「A」修得単位数} + 3 \times \text{「B」修得単位数} + 2 \times \text{「C」修得単位数}$

A⁺、A、B、C、F評価の合計単位数

<別紙3>

乙の法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

第5条第1項の早期卒業制度は、法学部学部則第12条に基づき、以下のとおりとする

1. 申請資格・手続き

早期卒業を希望する者は、法学部で定める手続きに従い、以下のいずれかの時期に申請しなければならない。申請時期に応じて当該各号に定める要件を全て満たさなければならない。

(1) 1回生秋学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、修得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を32単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(2) 2回生春学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を56単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(3) 2回生秋学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき12単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を78単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

2. 早期卒業候補者の決定及び措置

上記申請を行った者の中から、申請された学期末において選考の上、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定する。

早期卒業候補者は以下の措置を受けることができる。

- ① 2年次および3年次における年間受講登録単位数を48単位まで緩和する（法学部則第12条第6項）

年間登録上限	2年次	3年次	根拠規程
早期卒業候補者	48単位	48単位	法学部則第12条第6項
通常学生	42単位	40単位	法学部則第10条

- ② 2年次に「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」を含む3年次配当科目、3年次に「卒業研究」を含む4年次配当科目の受講を認める

- ③ 早期卒業候補者の指導教員による指導・助言を受けることができる

3. 早期卒業の認定要件

以下の要件を全て満たしている場合、早期卒業を認める。

- ① 3年次終了時に司法特修の卒業要件（別表1-2）を満たしていること
- ② 法曹進路プログラムの修了要件（別表1-1）を満たし、卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.5 以上であり、かつ、法科大学院の既修者コースの入学試験に合格していること
- ③ 面接および提出された専門演習論文（または卒業論文）により早期卒業にふさわしい学修成果が確認できること

4. 早期卒業候補者資格の喪失

早期卒業候補者は次の各号に定める時期までに当該各号に定める要件を満たしていない場合は早期卒業候補者の資格を失う。

(1) 2回生春学期終了時

- ① 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- ② 卒業に必要な授業科目を 56 単位以上修得していること。
- ③ 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ④ 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(2) 2回生秋学期終了時

- ① 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- ② 卒業に必要な授業科目を 78 単位以上修得していること。
- ③ 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ④ 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(3) 3回生春学期終了時

- ① 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ② 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

5. 早期卒業候補者の辞退

早期卒業候補者は各学期末において、乙が定めた手続きに沿って辞退を申し出ることができる。

＜別紙4＞本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者

*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す

- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

45名（地方大学出身者専願枠5名を含む [注2]）

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』

の記載に従うものとする)。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料 [注3]）
- ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績

(6) 開放型選抜及び一般選抜への出願

開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7) 入学資格

翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者
- 2) 協定関係にある大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者

2 開放型選抜

(1) 対象者

法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内に卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者

*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す。

- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

45名

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
 - ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
 - ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願
5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 法曹基礎課程を修了した者
 - 2) 大学を卒業した者
 - 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程（「協定関係にある大学」を除く。）の設置科目が甲が指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。

3 一般選抜

(1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1：甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2：法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料